

高知県建設工事監督要領（平成25年4月1日改正） 新旧対照表

新	旧													
<p>第1条 省略</p> <p>第2条 監督は監督規程第2条の規定に基づき、次に定める「監督業務区分」による職員が行うものとする。</p> <p>監督業務区分 表省略</p> <p>2 <u>工事を施行する出先機関の長は、受注者に対し直接施工技術等を指導監督させる工事監督職員を指命する場合、次の工事監督職員指命基準に従い指命しなければならない。</u></p> <p>工事監督職員指命基準</p> <table border="1" data-bbox="152 695 1077 1078"> <tr> <td>工事規模及び工事監督職員（条件付き採用職員を除く）の指命対象範囲</td> </tr> <tr> <td>当初請負対象金額1,000万円以上</td> </tr> <tr> <td>① 2人以上の工事監督職員を指命する。</td> </tr> <tr> <td>② 工事監督員は、現場監督3年以上の経験を有する職員であること。 <u>ただし、工事内容、現場条件などを考慮し、その職務を執行できると認められた場合は、これによらず指命することができる。</u></td> </tr> <tr> <td>当初請負対象金額1,000万円未満</td> </tr> <tr> <td>① 1人以上の工事監督職員を指命する。</td> </tr> </table> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p>	工事規模及び工事監督職員（条件付き採用職員を除く）の指命対象範囲	当初請負対象金額1,000万円以上	① 2人以上の工事監督職員を指命する。	② 工事監督員は、現場監督3年以上の経験を有する職員であること。 <u>ただし、工事内容、現場条件などを考慮し、その職務を執行できると認められた場合は、これによらず指命することができる。</u>	当初請負対象金額1,000万円未満	① 1人以上の工事監督職員を指命する。	<p>第1条 省略</p> <p>第2条 監督は監督規程第2条の規定に基づき、次に定める「監督業務区分」による職員が行うものとする。</p> <p>監督業務区分 表省略</p> <p>2 <u>請負者に対し直接施工技術等を指導監督させる工事監督職員を指命する場合は、<u>工事の規模、監督に必要な技術程度、その他危険を伴う工事等の技術的な理由を勘案し</u>次の工事監督職員指命基準に従い指命しなければならない。</u></p> <p>工事監督職員指命基準</p> <table border="1" data-bbox="1151 689 2076 1075"> <tr> <td>工事規模及び工事監督職員（条件付き採用職員を除く）の指命対象範囲</td> </tr> <tr> <td>当初請負対象金額1,000万円以上</td> </tr> <tr> <td>① 2人以上の工事監督職員を指命する。</td> </tr> <tr> <td>② 工事監督員は、現場監督3年以上の経験を有する職員であること。</td> </tr> <tr> <td>当初請負対象金額1,000万円未満</td> </tr> <tr> <td>① 1人以上の工事監督職員を指命する。</td> </tr> <tr> <td>② <u>①のうち1人は、現場監督3年以上の経験を有する職員であること</u></td> </tr> </table> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p>	工事規模及び工事監督職員（条件付き採用職員を除く）の指命対象範囲	当初請負対象金額1,000万円以上	① 2人以上の工事監督職員を指命する。	② 工事監督員は、現場監督3年以上の経験を有する職員であること。	当初請負対象金額1,000万円未満	① 1人以上の工事監督職員を指命する。	② <u>①のうち1人は、現場監督3年以上の経験を有する職員であること</u>
工事規模及び工事監督職員（条件付き採用職員を除く）の指命対象範囲														
当初請負対象金額1,000万円以上														
① 2人以上の工事監督職員を指命する。														
② 工事監督員は、現場監督3年以上の経験を有する職員であること。 <u>ただし、工事内容、現場条件などを考慮し、その職務を執行できると認められた場合は、これによらず指命することができる。</u>														
当初請負対象金額1,000万円未満														
① 1人以上の工事監督職員を指命する。														
工事規模及び工事監督職員（条件付き採用職員を除く）の指命対象範囲														
当初請負対象金額1,000万円以上														
① 2人以上の工事監督職員を指命する。														
② 工事監督員は、現場監督3年以上の経験を有する職員であること。														
当初請負対象金額1,000万円未満														
① 1人以上の工事監督職員を指命する。														
② <u>①のうち1人は、現場監督3年以上の経験を有する職員であること</u>														

第3条 省略

(1) 総括監督員の業務

- ① 省略
- ② 省略
- ③ 受注者に対する指示及び承諾

(2) 専任監督員の業務

- ① 省略
- ② 受注者に対する指示及び承諾

(3) 主任監督員の業務

- ① 省略
- ② 受注者に対する指示及び承諾
- ③ 省略

(4) 工事監督職員の業務

- ① 省略
- ② 省略
- ③ 受注者に対し必要な指示、承諾又は協議で軽易なものの処理
- ④ 省略
- ⑤ 省略

第4条～第7条 省略

付 則 (平成11年4月1日)

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

第3条 省略

(1) 総括監督員の業務

- ① 省略
- ② 省略
- ③ 請負者に対する指示及び承諾

(2) 専任監督員の業務

- ① 省略
- ② 請負者に対する指示及び承諾

(3) 主任監督員の業務

- ① 省略
- ② 請負者に対する指示及び承諾
- ③ 省略

(4) 工事監督職員の業務

- ① 省略
- ② 省略
- ③ 請負者に対し必要な指示、承諾又は協議で軽易なものの処理
- ④ 省略
- ⑤ 省略

第4条～第7条 省略

付 則 (平成11年4月1日)

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

この要領は、平成18年4月1日から施行する。